

3 第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画

1. 障がい福祉計画の成果目標

● 福祉施設入所者の地域生活への移行

| | |
|------------------------------------|------|
| 平成 28 年度末（平成 29 年 3 月 31 日現在）の入所者数 | 88 人 |
| 平成 30 年～平成 32 年度末までの退所者の見込数 | 14 人 |
| 退所者のうち、地域生活に移行する人数の目標 | 6 人 |

● 福祉施設から一般就労への移行

| | |
|--------------------------------|------|
| 平成 28 年度において福祉施設を退所し、一般就労した人数 | 23 人 |
| 平成 32 年度中に福祉施設を退所し、一般就労する人数の目標 | 27 人 |

● 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

| | |
|---|------------|
| 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた保健、医療、福祉関係者の協議の場を設置します | 平成 32 年に設置 |
|---|------------|

● 地域生活拠点等の整備検討

国の指針では、障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、障がい者の地域生活をさらに推進するため、相談、緊急時の対応等の必要な機能を備えた「地域生活支援拠点等」を、市町村または障がい福祉圏域内に少なくとも1つを整備することとしています。

本市ではハード面での整備は困難であるため、それ以外の方法について検討していきます。

2. 障がい児福祉計画の成果目標

● 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの機能確保

児童発達支援センターとしての機能を平成 32 年までに確保します。

● 保育所等訪問支援の充実

児童発達支援センターの設置に合わせて、平成 32 年までに市内に保育所等訪問支援事業所を確保します。

● 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業の確保

重症心身障がい児を支援する通所支援事業所を平成 32 年までに市内に確保します。

● 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を平成 30 年に設置します。